

一般廃棄物処理基本計画及び
容器包装廃棄物に係る分別収集計画
策定業務

仕 様 書

令和7年5月

大和郡山市清掃センター

第1章 総 則

第1節 委託業務名

業務名：一般廃棄物処理基本計画及び容器包装廃棄物に係る分別収集計画策定業務

第2節 業務の目的

一般廃棄物処理基本計画は、大和郡山市（以下「当市」という。）が長期的、総合的視点に立って計画的に廃棄物処理対策を行うために、計画目標年次における計画処理区域内の廃棄物をどのように処理するかの基本方針を定めるものである。

一般廃棄物処理基本計画策定業務においては、令和2年度に当市が策定した一般廃棄物処理基本計画を基本とし、その中間見直しを行い、現行計画の改定を行うことを目的とする。

併せて、容器包装廃棄物に係る分別収集計画策定業務においては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条第1項に基づき、令和4年度に当市が策定した容器包装廃棄物に係る分別収集計画の見直しを行い、現行計画の改定を行うことを目的とする。

第3節 業務期間

契約締結日から令和8年2月27日までとする。

ただし、容器包装廃棄物に係る分別収集計画策定業務については、本仕様書の第3章第2節及び第5節に定める見込み量を令和7年6月25日までに算出の上、第3章各節に定める分別収集計画を令和7年7月31日までに策定するものとする。

第4節 法令等の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、下記の法令、規則、指針等（最新版）を遵守しなければならない。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- ・ ごみ処理基本計画策定指針
- ・ 循環型社会形成推進基本法
- ・ 資源の有効利用の促進に関する法律、同施行令
- ・ 水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等公害関係法令、同施行令、同施行規則

- ・ 都市計画法、建築基準法、電気事業法、労働安全衛生法、水道法、下水道法、河川法、消防法等関係法令、同施行令、同施行規則
- ・ 循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル
- ・ 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領
- ・ 容器包装リサイクル法
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）
- ・ 市町村分別収集計画策定の手引き
- ・ その他、準拠する必要がある法令、規則等（最新版）

第5節 疑義の解決

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、当市と協議を行った上、その指示に従うものとする。

第6節 中立性の確保と秘密保持

受託者は、中立性を確保するとともに、業務の履行上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

第7節 業務内容の変更等

本仕様書の内容についての変更は認めないものとする。ただし、当市の指示により変更する場合は、この限りではない。

また、成果品の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、改善、変更、追加等を受託者の負担において行うものとする。

第8節 管理技術者等の配置及び資格

受託者は、本業務の執行にあたって、管理技術者、担当技術者、照査技術者を配置し、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(1) 管理技術者、担当技術者、照査技術者の資格

管理技術者、担当技術者、照査技術者は次のいずれかの資格を有する者とする。

技術士法に定める技術士（総合技術監理部門〔衛生工学―廃棄物・資源循環〕または

衛生工学部門〔廃棄物・資源循環〕）またはR C C M（廃棄物部門）の資格保有者。
ただし、対象となる技術士の資格については、技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年12月28日付文部科学省令第45号）施行以前にあった選択科目「廃棄物管理」、「廃棄物処理」及び「廃棄物管理計画」も含むものとする。

(2) 管理技術者の業務経験

平成27年度以降に、地方公共団体（一部事務組合を含む）が発注する一般廃棄物処理基本計画策定業務（改定業務を含む）の担当実績を有する者。

第9節 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、当市が所有し、貸出し可能な資料等はこれを貸与する。借り受ける場合は、そのリストを作成の上、当市に提出し、業務の完了とともに返却すること。

第10節 打合せ

- (1) 本業務の遂行にあたり、必要に応じて当市清掃センターにおいて打合せを行う。
- (2) 受託者は打合せの都度、その内容に対する議事録を作成し、委託者に提出するものとする。

第11節 成果品の検査と納品

受託者は、業務の完了に際し、当市担当職員による業務完了検査を受けるものとし、検査合格をもって委託業務の完了とする。

第12節 付 則

- (1) 受託者は、業務の着手に際し、次の書類を提出すること。
 - ① 着手届
 - ② 工程表
 - ③ 管理技術者届及び経歴書（資格証明書を含む）
 - ④ 担当技術者届及び経歴書（資格証明書を含む）
 - ⑤ 照査技術者届及び経歴書（資格証明書を含む）
- (2) 受託者は、業務の完了に際し、次の書類を提出すること。
 - ① 完了届

② 成果物引渡し書

③ 請求書

第13節 成果品等

① 電子成果品（CD-R） 1式

② 一般廃棄物処理基本計画書 20部

③ 容器包装廃棄物に係る分別収集計画書 50部

④ 打ち合せ議事録

第2章 一般廃棄物処理基本計画策定業務

第1節 ごみ処理計画策定に係る基礎資料などの収集・整理

1. 基礎的事項の把握

(1) 地理的・地形的特性

(2) 気候的特性

(3) 人口

(4) 産業

(5) 土地利用状況

(6) 将来計画（総合計画、その他関連計画）

第2節 ごみ処理の課題の抽出・整理

1. ごみ処理の評価

ごみ処理の現況把握を行い、整理した実績を基に、当市の一般廃棄物処理システムについて評価を行うこと。

2. 課題の抽出

実績を整理した結果を基に、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費などの項目ごとに課題を抽出すること。

第3節 ごみ処理計画の基本方針等

1. 基本方針

ごみ処理基本計画の基本方針を明らかにすること。

2. 他の計画との関連

関係法令、上位計画、市の関連計画との関係について整理すること。

3. 目標年次

目標年次は、原則として計画策定時より10～15年程度とし、必要に応じて中間年次を設けること。

第4節 ごみ処理基本計画の内容

1. ごみの発生量及び処理量の見込

(1) 人口及び事業活動等の将来予測

① 人口の将来予測

② 事業活動の将来予測

(2) ごみ発生量の将来推計

① 現状施策においてのごみ発生量の推計

② ごみの排出抑制及び再生利用促進のための数値目標設定

2. ごみの排出抑制のための方策

(1) 当市における政策

(2) 市民における政策

(3) 事業者における政策

3. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

家庭、事業者から排出される段階で再生利用に配慮した区分で分別収集できるよう分別区分等の検討を行うものとする。なお計画目標年次におけるごみの発生収集量及び排出抑制、処理量及び容器包装廃棄物の排出量の見込み、分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量等を推計する。

4. ごみ処理基本計画の策定

処理基本計画は、以下にあげる項目について詳細な施策を検討する。目標年次に至るまでの処理計画の内容を現行の処理計画の内容を踏まえ、ごみの種類別、処理主体別に定める。

(1) 排出抑制・再資源化計画

(2) 収集・運搬計画

(3) 中間処理計画

(4) 最終処分計画

(5) その他

5. ごみ処理施設等の施策

上記計画に基づき、整備が必要な施設について検討する。

第5節 生活排水処理計画策定に係る基礎資料などの収集・整理

1. 基礎的事項の把握

- (1) 地理的・地形的特性
- (2) 気候的特性
- (3) 人口
- (4) 産業
- (5) 土地利用状況
- (6) 将来計画
- (7) 生活排水処理施設の設備状況
- (8) 水利用状況、水質保全に関する状況等

第6節 生活排水処理計画の基本方針等

1. 生活排水処理の基本方針

廃棄物をめぐる社会、経済情勢や地域の開発計画、将来計画、住民の要望等を踏まえ本市における生活排水処理の基本方針を明らかにすること。

2. 計画目標年次の設定

目標年次は、原則として計画策定時より10～15年程度とし、必要に応じて中間年次を設けること。

3. 生活排水の排出状況と将来予測

目標年次における行政区域での、生活排水の排出量及び質をその種類別に推計すること。なお、推計にあたっては下水道の進捗状況、浄化槽等の普及状況及び農業・漁業集落排水処理等に充分留意し推計すること。

第7節 生活排水処理基本計画の内容

1. 生活排水の処理主体の設定

主目標年次における生活排水の種類別、処理の区分別に基本方針に沿って処理主体を明らかにすること。

2. 生活排水処理基本計画の策定

生活排水処理基本計画においては、基本方針に沿って目標年次（中間目標年次を設けた場合はこれを含む。）における生活排水の種類別、処理主体別に生活排水処理全体の整合性を図り、内容を定めること。

(1) 生活排水処理基本計画にあたっての検討事項

- ① 既存施設及び既存計画との整合性の検討
- ② 経済的要因の検討
- ③ 社会的要因の検討
- ④ 投資効果発現の迅速性の検討
- ⑤ 地域環境保全効果の検討
- ⑥ 将来見直しの検討

(2) 生活排水（水洗便所し尿または、生活雑排水を処理する場合に限る。）の処理計画

- ① 処理の目標
- ② 生活排水を処理する区域及び人口等
 - ア．合併浄化槽で処理する区域及び人口等
 - イ．コミュニティ・プラントで処理を推進する区域
 - ウ．下水道で処理する区域及び人口等
 - エ．農業集落排水施設で処理する区域及び人口等
 - オ．その他
- ③ 施設及びその整備計画の概要
 - ア．合併浄化槽
 - イ．コミュニティ・プラント
 - ウ．下水道
 - エ．農業集落排水施設
 - オ．その他

(3) し尿・汚泥の処理計画

- ① 現状
 - ア．し尿・汚泥処理の推移
 - イ．し尿・汚泥の排出状況
- ② 排出抑制・再資源化計画
 - ア．生活排水の排出抑制・再資源化に関する目標（基本方針等）
 - イ．排出抑制の方針

ウ．再資源化の方法及び量

エ．関連施設及びその整備計画の概要

③ 収集・運搬計画

ア．収集運搬計画に関する目標（基本方針等）

イ．収集区域の範囲

ウ．収集運搬の方法及び量

エ．中継施設及びその整備計画の概要

④ 中間処理計画

ア．中間処理に関する目標（基本方針等）

イ．中間処理の方法及び量（中間処理物の排出量を含む）

ウ．中間処理施設及びその整備計画の概要（施設面積、処理能力等）

エ．中間処理に伴うエネルギー回収・利用方法及び量

⑤ 最終処分計画

ア．最終処分に関する目標

イ．最終処分の方法及び量

第3章 容器包装廃棄物に係る分別収集計画策定業務

第1節 前提条件の整理

令和4年度に策定した容器包装廃棄物に係る分別収集計画の改定にあたって、下記に示す前提条件を整理する。

- (1) 計画策定の意義
- (2) 基本的方向
- (3) 計画期間（令和8年4月を始期とする5年間）
- (4) 対象品目

第2節 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

人口予測、一人当たりの一般廃棄物排出量、一般廃棄物に占める容器包装廃棄物の比率、集団回収量、拠点回収量等の現状及び見込みをもとに、容器包装廃棄物総体の排出量を推計する。

併せて、プラスチック資源循環法で分別収集が求められる製品プラスチックの排出量も推計する。

第3節 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

排出者、事業者、再商品化事業者等の役割分担を明確にしつつ、容器包装廃棄物の排出抑制の促進のための相互の協力・連携の具体的方策について記述する。

第4節 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別の基準、処理施設・分別収集機材の整備状況、排出者の協力の度合等を総合的に勘案して分別収集の対象とする容器包装廃棄物及びその収集段階での分別の区分を設定する。具体的には、スチール製容器包装、アルミ製容器包装、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、飲料用紙製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装について、何を対象とするか、収集段階ではどのように区分するかを設定する。

併せて、プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックについても、プラスチック製容器包装と一括して、又は個別に分別回収するかを設定する。

第5節 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

過去の実績量や今後の人口変動率、分別収集率等を用いて特定分別基準適合物の量及び有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物の量を推計する。具体的には、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、飲料用紙製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装についての量を計上する。

なお、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物については、特定事業者から委託を受けた指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への引渡見込量と、市が独自処理を行う予定量とを分割して記載する。

併せて、プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックの分別収集計画量についても算定する。

第6節 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの見込みの算定方法

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法を記載する。

第7節 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別収集の区分ごとの実施者（直営、委託業者、自治会等の市民団体）を具体的に記述する。

第8節 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現有施設の種類、処理能力を記述するとともに、将来整備予定（整備時期、処理能力）について記述する。民間施設の活用を図る場合は、その旨記述する。

第9節 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

廃棄物減量等推進員制度の活用、集団回収を行っている住民団体への助成、普及啓発等分別収集の推進を図る上で必要と考えられる事項について記述する。